

議提案第8号

栗東市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案書を、栗東市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年3月22日

栗東市議会

議長 下田善一郎様

提出者 栗東市議会議員

松篤

賛成者 栗東市議会議員

高野正勝

北川健

寺田範雄

山本章

下田浩義

栗東市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栗東市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年栗東町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。